

平成26年(ヨ)第36号 川内原発稼働等差止仮処分命令申立事件

債権者 荒川 讓外

債務者 九州電力株式会社

## 準備書面22

平成26年12月18日

鹿児島地方裁判所 民事第3部 御中

債権者ら代理人

弁護士 森 雅 美

同 板 井 優

同 後 藤 好 成

同 白 鳥 努

外

## 1 大津地裁決定

大津地裁（山本善彦裁判長）は、関西電力の高浜原発3、4号機（福井県高浜町）と大飯原発3、4号機（同県おおい町）の地震対策は不十分だとして、滋賀県の住民らが再稼働差止めの仮処分を求めていた事件について、平成26年11月27日、住民らの申請を却下する決定をした（甲107号。以下「大津地裁決定」という。）。

上記の各原発については、関西電力が平成25年7月、再稼働に向けて、規制委員会に対して新規制基準への適合性審査を申請し、原子力規制委員会が審査を進めているものである。

住民側は、差止めを求める理由として、若狭湾の周辺には多くの活断層があり、想定を超える地震や津波が起こる可能性が高いこと等を主張してきた。とりわけ、原発の耐震設計の基準となる基準地震動が上記の各原発において過小に評価されており、このまま再稼働がなされれば、福島原発事故と同じような事故が起き、琵琶湖が汚染され、住民の生命と健康に深刻な危険が生じると訴えてきた。

このような住民側の主張に対し、規制委員会が「いたずらに早急に、新規制基準に適合すると判断して再稼働を容認するとは到底考えがた」として、保全の必要性を否定して申立てを却下した。

## 2 大津地裁決定の論理構造

### (1) 原発事故の重大性を前提としていること

大津地裁決定は、その判断の前提として、「事故の重大な結果に照らせば、本件各発電所の再稼働後に、いったん重大な事故が発生してしまえば、文字通り、取り返しのつかない事態となり、放射能汚染の被害も甚大なものとなることが想定される」ことを認めている。

これは、平成26年5月21日の福井地裁大飯原発差止判決とも共通する、いわば福島原発事故後の公知の事実とあってよい。本件仮処分においても、何

よりもまずこのような前提に立たなければならない。

## (2) 保全の必要性がないと判断した論拠

しかしながら、大津地裁決定は、結論として保全の必要性がないとして仮処分  
の申立てを却下している。その直接の論拠は、規制委員会が「いたずらに早  
急に、新規制基準に適合すると判断して再稼働を容認するとは到底考えがた  
く、再稼働が差し迫ったものではないからというものである。

そして、規制委員会が再稼働を容認するとは考え難いとする根拠として、3  
つの点を挙げている。すなわち、①新規制基準における地震動想定には合理性  
がないのではないかという強い疑問に対して、電力会社が説明できていないこ  
と、②田中規制委員会委員長も、新規制基準の合理性に疑問を呈するかのよう  
な発言をしていること、及び、③地元自治体等との役割分担や住民の避難計画  
等がなされておらず、これらの作業が進まなければ再稼働はあり得ないこと、  
の3点である。これらは、いずれも住民側が原発の安全性に関して訴えてきた  
内容であり、大津地裁決定は、住民側の安全性に関する主張を受け入れたうえ  
で、そのような問題が多数存在する現時点で、再稼働が許可されるとは到底考  
えられない、という論法によって、仮処分を却下したのである。

## (3) 大津地裁決定は「現実の規制委員会」を踏まえていないこと

ア このような大津地裁決定の立論は、余りにも楽観的で判断を誤ったものと  
言わざるを得ない。同決定は「現実の規制委員会」ではなく、いわば「本来  
あるべき規制委員会」という架空の事実（フィクション）を前提として、保  
全の必要性を論じているのである。

イ 確かに、「本来あるべき規制委員会」であれば、同決定が示した新規制基  
準の合理性に強い疑問がある点について、十分に検討し、万が一にも原発災  
害を起こさないという強い認識のもと、新規制基準の再検討を行うなど、安

全側に立った検討を行うはずである。

また、「本来あるべき規制委員会」ならば、「原発事故に対応する組織や地元自治体との連携・役割分担、住民の避難計画等についても現段階においては何ら策定されて」いない状況において、「これらの作業が進まなければ再稼働」を容認すること「はあり得ない」ともいえよう。

しかし、「現実の規制委員会」は、本件原発と同様の状況下、すなわち、新規制基準の不合理性について何らの修正もされず、地元自治体との連携・役割分担、住民の避難計画等についても何ら策定されていない状況にあるにもかかわらず、既に本件川内原発について新規制基準に適合すると判断して再稼働を容認している。

ウ このことを考えれば、「現実の規制委員会」が、大津地裁仮処分決定が考える「本来あるべき規制委員会」とは全く異なるものであることは明白である。規制委員会が本件原発については再稼働を容認することはないと認定することは余りにも楽観的で、事実を誤認したというよりは、むしろ、空想上の組織を想定して「保全の必要性」を判断したものとの方が正しいほどである。

#### (4) 新規制基準の安全性に対して強い疑問を呈していること

ア 大津地裁決定は、新規制基準の合理性について、関西電力が何ら説明を加えていないとし、新規制基準については、次のようにその合理性に疑問があることを示した。

すなわち、「自然科学においてその一般的傾向や法則を見いだすためにその平均値をもって検討していくことについては合理性が認められようが、自然災害を克服するため、とりわけ万一の事態に備えなければならない原発事故を防止するための地震動の評価・策定にあたって、直近のしかも決して多数とはいえない地震の平均像を基にして基準地震動とすることにどのような

合理性があるのか。加えて、研究の端緒段階にすぎない学問分野であり、サンプル事例も少ないことからすると、着眼すべきであるのに捉え切れていない要素があるやもしれず、また、地中内部のことで視認性に欠けるために基礎資料における不十分さが払拭できないことなどにも鑑みると、現時点では、最大級規模の地震を基準にすることにこそ合理性があるのではないか。」と。

イ このうち、①直近の、決して多数とはいえない地震を前提として地震動を評価することにどのような合理性があるのか、という点、②研究の端緒段階にすぎない学問分野で、サンプル事例が少ないことから、捉えきれない要素がありうる点、そして、③地中内部のことで視認性に欠けるために基礎資料の不十分さが払しょくできない点については、まさに大飯判決と共通する見方である。

直近のこの二つの裁判例を踏まえれば、これらの点もまた、福島原発事故後、ほとんど常識といってよい確立された知見というべきである。

ウ さらに、大津地裁判決は、大飯判決から一歩進んで、新規制基準が「その平均値をもって」検討していることを認めている。そして、「自然災害を克服するため、とりわけ万一の事態に備えなければならない原発事故を防止するための地震動の評価・策定にあたって、直近のしかも決して多数とはいえない地震の平均像を基にして基準地震動とすることにどのような合理性があるのか」と、万が一にも事故を起こさないようにするという原発の安全性について、自身の平均像をもとにして基準地震動を策定することに対して強い疑問を呈している。

これは、本件仮処分においても債権者らが一貫して訴えてきたことを認めたものであり、画期的な判示である。

## (5) 小括

大津地裁決定は、原発の安全性を認めたものでないことはもちろんのこと、

原発の安全性確認があまりにも不十分であるとして、規制委員会が再稼働を容認するとは到底考えられないと述べたのであり、むしろ、住民側の指摘をかなりの程度まで認めている決定であると評価することができる。

大津地裁決定は、まさに被保全権利につき福井地裁判決と同様の認識に立っているからこそ、よもや規制委員会もこのような危険な原発の再稼働を早急に容認しないであろう、と判断したのである。

このような趣旨からすれば、大津地裁決定が挙げた問題点が存在するにもかかわらず原子力規制委員会が再稼働の許可を行うなど、高浜・大飯原発に比べて再稼働が切迫した状況にある原発については、再稼働を認めない判断を行うことを明らかにした決定とみることができる。

### 3 大津地裁決定を本件に当てはめれば、当然に保全の必要性が認められること

#### (1) 指摘された問題点が解決していない点は同様であること

そこで、このような大津地裁決定を本件仮処分には当てはめるとどうなるか。

本件仮処分においても、①新規制基準については何ら見直されていないし、債務者も、基準地震動を、平均像を前提として策定していることを認め、それでも原発が安全であるということについて十分な説明が行えていない。

②田中原子力規制委員長が「新規制基準に適合したとしても安全とは言わない」と述べたのは、ほかならぬ本件原発の再稼働申請に際してである。

そして、③原発事故に対応する組織や地元自治体との連携・役割分担、住民の避難計画等についても現段階においては何ら策定されていない、という状況は、これまで債権者らが再三述べてきたとおり、本件原発についても何ら変わる場所がない。債務者は、本年12月15日までに債権者らの主張に対して反論を行うことになっていたにもかかわらず、この避難計画の点については何らの反論も行わなかった。

## (2) 本件原発では、再稼働申請が許可されていること

このように、大津地裁決定が認定したのと同様の状況にある本件原発に関して、大津地裁決定と最も大きく異なるのは、何よりも、再稼働申請が許可されている、ということである。

大津地裁決定は、前述のとおり、その論理には極めて無理があるにせよ、原子力規制委員会がいたずらに早急に再稼働を許可するとは到底考えがたい、と述べて保全の必要性を認めなかった。しかし、本件原発においては、規制委員会は、まさに、いたずらに早急に、再稼働を許可したのである。再稼働は目前に迫っている。本件仮処分において「保全の必要性がない」という判断はあり得ない。

## 4 まとめ

大津地裁決定が述べるとおり、基準地震動について平均像を用いて策定を行うことにどのような合理性があるのか、本件においても債務者は十分な説明ができていない。このことは、債権者らがこれまで準備書面において述べてきたとおりである。また、地震動だけでなく、火砕流の問題については、火山学会の反対にもかかわらず何ら科学的根拠のない独自の知見を用いて安全性の判断を行っており、科学に基づかない判断となっている。福井地裁の大飯判決に対して、これまで、電力会社等は、金科玉条のように「非科学的な判決」と批判してきたが、本件において火砕流に関する債務者の主張は、まさに「非科学的」である。

大津地裁決定を踏まえれば、本件においては、保全の必要性だけでなく、被保全権利も認められることは明白である。

以上